

# 新潟県高等学校等就学支援金 e-Shienシステム入力ガイドライン

## 1 7月～翌年6月までの就学支援金に係る手続きについて

**現在認定の方** → 原則、手続きが**不要**

※ただし、以下の場合は手続きが必要です。

- ・申請時に、個人番号(マイナンバー)を提出していない場合  
(課税証明書を提出又はマイナンバーカードを使って自己情報を入力された方)  
→ 該当者には在学する学校を通じてお知らせ文書及び専用の入力ガイドラインを配付します。受け取られた場合は、手続きをお願いします。
- ・保護者等に変更(再婚・離婚又は死別・転居等)がある場合  
→ 就学支援金等支給事務センター(☎ 025-280-5143)へご連絡ください。

### 現在認定以外の方

- ・授業料を支払っている方
- ・7月1日時点での学期間が36月(通信・定時制は48月)を超えてる方

→ 手続きが必要

手続き方法は3ページ以降をご確認ください。

審査結果は10月頃、e-Shienシステムから確認できます。

※在学する学校を通じて文書でもお知らせします。

## 2 システムからの申請手続き期限

**令和6年7月31日(水)まで**

### ！重要！

期限に遅れた場合、授業料を自己負担していただくことになります。  
期限内であっても、余裕をもって早めに手続きを完了させてください。

## 3 お問い合わせ先

- ・就学支援金制度に関するご質問 → 新潟県就学支援金等支給事務センター

**☎ 025-280-5143** [受付時間] 月曜日～金曜日(祝日除く)午前9時～午後5時まで

- ・その他のご質問 → 在学する学校の事務室

※e-Shienシステムは土日祝日を含む24時間入力可能です(メンテナンス日時を除く)。

# 1 目次(入力手順と留意点)

※e-Shienシステムは土日祝日を含む24時間入力可能です(メンテナンス日時を除く)。



※ 手続き完了後の流れとQ&Aは17ページ以降にあります

## 2 e-Shienシステムにログインする

### ① 学校から配付されたログインID通知書を用意する

**！重要！** ※通知書は卒業まで使用しますので、大切に保管してください。  
紛失した場合、在学する学校の事務室に再発行を依頼してください。  
※1年生(中等4年生)は入学(進級)時に配布されています。

### ② 保護者等の個人番号(マイナンバー)12桁がわかるもの(マイナンバーカード等)を用意する(11ページ④《個人番号(マイナンバー)確認方法》参照)

### ③ お持ちのパソコンやスマートフォンから、サイトにアクセスする



### ④ 通知書に記載のログインIDとパスワードを入力する

画面イメージはすべてPC画面です

**【見本】**

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****	
発行日 : 令和4年1月4日	
発行回数 : 1	
ログインID (数字のみ)	11545683
※「1」… 数字のイチ 「1」… 英小文字のイチ 「1」… 英大文字のアイ 「0」… 数字のゼロ 「0」… 英大文字のオー 「0」… 英小文字のオー	
パスワード (英字大文字・小文字、数字)※	4gUWRP4m

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、  
高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。  
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている  
利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。  
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。  
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。  
■他人に見せたり教えたりしないでください。

ログイン

④ ※ログインIDは半角数字です

④ ※パスワードは半角です

□ パスワードを表示する

A 言語(Language)

日本語

⑤ ログイン

※ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合は、在学する学校の担当者へお問い合わせください。

### 3 受給資格認定申請の意向登録をする

#### ① トップ画面(マイページ)から「意向登録」をクリックする

新規申請 ヘルプ

就学支援金の最初のお申し込みはこちらです。

申請名

① 意向登録

高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。

認定申請

高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

認定申請(家計急変)

離職等の家計急変理由が主な理由で、高等学校等就学支援金の受給資格の認定申請をされることは、原則として認められません。

#### ② 確認事項を読み、すべてに✓を入れる

意向登録

1 意向登録 2 意向確認 3 登録完了

申請内容登録 入力内容確認 受付番号発番

② 確認事項

内容を確認の上、チェックをつけてください。 [確認]

高等学校等就学支援金は、高等学校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。

高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できません。授業料を納付する必要があります。

高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、必ず受給資格認定申請を提出して下さい。期限以降に学校へ受給資格認定申請のあったときは、受給資格認定申請のあった月から支給となり、遅って受給することはできません。

③ 意向確認

どちらかを選択してください。 [確認]

等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。

関係制度基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。

※上段...申請する(授業料免除の申請をする)→6ページへ

※下段...申請しない(授業料を納入する) →5ページへ

マイページに戻る 入力内容確認

- ③ 申請の意思を選択する
- ④ 入力内容確認をクリックする

#### 【参考】

- ✓ 意向登録後、入力を中断したことなどにより、トップページから再度入力画面を表示する場合、「認定申請」をクリックしてください。

(注意！)  
認定申請(家計急変)  
を選択しない

※「意向登録」の表示が灰色となっている場合は、意向登録は完了しています。

## 4 意向登録を確認する

### 申請しない(下段)を選んだ場合

- ① 登録内容が「所得制限基準に該当する、または～」と表示されているか確認する



※誤って登録した場合は、速やかに就学支援金等支給事務センターに連絡して登録解除を依頼してください。☎ 025-280-5143

- ② 手続きは以上で終わりです

### 意向登録結果



受付番号	申請内容
R-23-015-02-9991-0012	所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。

◀ マイページに戻る

## 申請する(上段)を選んだ場合

- ① 登録内容が「高等学校等就学支援金の受給を受けたいので～」と表示されているか確認する



※ 誤って登録した場合は、速やかに就学支援金等支給事務センターに連絡して登録解除を依頼してください。☎ 025-280-5143

- ② 「続けて受給資格認定申請を行う」をクリックする



# 5 生徒情報を登録する

## ① 記入上の注意をよく読み、生徒情報の必須項目を入力する

✓ 「氏名」、「ふりがな」、「生年月日」は初めから入力されているので、住所等を入力してください

※ 生年月日に誤りがある場合は修正してください。

✓ メールアドレスは入力しないでください（入力すると不要なメールが届くようになります）

① 記入上の注意 留意事項

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報収入状況取得 入力内容確認 申請完了

生徒情報

氏名: ふりがな  
生年月日: 必須

郵便番号: 半角 必須

住所(都道府県): 必須 半角

(市区町村): 半角 必須

(町名・番地): 半角 必須

(建物名・部屋番号): 半角

メールアドレス: 半角

※住所(都道府県)はプルダウンで選択

必須項目を入力

例: 123-4567 北海道

例: ○○○マンション○○○号室

例: example@mext.go.jp

? 複数完了判定に該当する場合、入力してください。

? メールは、「e-申請」で登録する場合、登録しているアドレスに届いていないか、受信拒否されている場合、確認してください。

? 使用できない形式のメールアドレス

② 学校情報入力

## 【参考】

- ✓ 入力を中断したことなどにより、トップページから再度入力画面を表示する場合は、「認定申請」をクリックしてください。

※「意向登録」の表示が灰色となっている場合は、意向登録は完了しています。

新規申請 ヘルプ

就学支援金の最初のお申し込みはこちらです。

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請(家計急変)	離職等の家計急変理由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、家計急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。

(注意！)

認定申請(家計急変)を選択しない

## 6 学校情報を登録する

- ① 「学校の名称」、「在学期間」及び「支給停止期間（該当者のみ）」は、初めから入力されているので、修正はしないでください

認定申請登録（学校情報）

① 記入上の注意 ② 留意事項

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報 保護者等情報 入力内容確認 申請完了  
入力 収入状況取得

高等学校等の在学期間について

現在通つ  
①

学校の名称 新潟県立〇〇高等学校

在学期間 必須 2024年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 必須

○あり ●なし

支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。

支給停止期間とは

学校の種類・課程・学科 都道府県立 高等学校（全日制）

過去に別の高等学校等に在学していた期間について

開く +

② 認定申請登録（生徒情報）に戻る

保護者等情報入力

- ② 「保護者等情報入力」をクリックする



## 7 保護者等の個人番号を登録する

### ① その年の7月1日時点の状況を選ぶ

※ 内容に応じて、下に入力画面が表示されます。

認定申請登録（保護者等情報） 記入上の注意 留意事項

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報  
入力 保護者等情報  
収入状況取得 入力内容確認 申請完了

【Q1】 収入状況（個人番号又は課税情報等）の提出が必要な保護者等について

【Q2】 収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

収入状況（個人番号又は課税情報等）の提出が必要な方を確認するために以下の質問について該当するものを選択してください。

Q1. 親権者はいますか。

親権者はいます。

① 生徒が未成年（18歳未満）であり、以下に該当する場合です。  
①両親がいる場合  
②親権者が1人の場合 等

② 親権者はいません。

① 以下に該当する場合です。  
①未成年後見人が選任されている場合  
②親権者又は未成年後見人が存在しない場合  
③生徒が成人（18歳以上）である場合  
④親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

① 両親（親権者2名）  
②ひとり親家庭（親権者1名）

10ページへ  
お進みください

① 両親（親権者）がおらず、  
祖父母や叔父叔母などが  
生徒の学費等を負担して  
いる  
② 生徒の年齢が7/1時点で  
18歳以上  
など

13ページへ  
お進みください

## 【「親権者はいます。」を選んだ方】

※ 「親権者はいません。」を選んだ方は13ページにお進みください

### ②状況を選ぶ

Q2. 親権者2名分（2名以上いる場合は全員分）の収入状況を提出することはできますか。

○ ① できます。

① 親権者2名の収入状況を提出できる場合です。個人番号の指定を受けているが、親権者の両方又は片方が日本国内に住所を有していない場合も①を選択してください。親権者が再婚した場合に、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わず、生徒の親権者とならない場合には、③を選択してください。

○ ② 親権者は2名いますが、そのうち1名が個人番号の指定を受けていないため、1名分の収入状況を提出します。

② 親権者のうち1名が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合です。

○ ③ ②以外の理由により、1名分の収入状況を提出します。

③ 以下に該当する場合です。

・離婚、死別等により親権者が1名の場合

※家庭の事情とは、DV・養育放棄等を指します

・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず親権者の1名の収入状況を提出できない場合 等

○ ④ 親権者全員が、⑤以外の理由により収入状況を提出できません。

④ 以下に該当する場合です。

・親権者全員が、就学に要する経費の負担を求めることが困難な者である場合

・親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合

○ ⑤ 親権者全員が、個人番号の指定を受けていないため、収入状況を提出できません。

⑤ 親権者全員が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合です。

やむを得ない事情により課税証明書を提出する場合、①～③のいずれかを選択することになります。



## 保護者等情報

- ③ 登録が必要な保護者等の  
入力欄が人数分表示される  
ので、必須項目を入力する

日中、連絡のつく電話番号を必ず入力  
してください。

メールアドレスは入力しないでください。  
(入力すると不要なメールが届くようになります。)

- ④ 収入状況提出方法は、「個人  
番号を入力する」にチェックし、  
個人番号(マイナンバー)を入  
力する

※スペースなしで半角12桁を入力

必ず「個人番号を入力する」を選択する

### 《個人番号(マイナンバー)確認方法》

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・マイナンバー入り住民票(19ページ Q5参照)

※生徒本人の個人番号を提出する場合に  
限り、マイナンバーカード等個人番号が  
記載された面の画像アップロードが必要  
になります。

親権者 1名分の収入状況を提出します。

### 保護者等情報 (1人目)

② メールアドレスの入力について

② 収入状況を提出

#### 個人情報

姓 <漢字> 必須

(例) 支援

名 <漢字> 必須

(例) 太郎

姓 <ふりがな> 必須

(例) しえん

名 <ふりがな> 必須

(例) たろう

生年月日 必須

(例) 1980年01月

電話番号

(例) 123-4567-8901

メールアドレス

(例) Saito@next.t

生徒との続柄 必須

(例) 父、母

### 収入状況提出方法 必須

① 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

② 次の画面で個人番号カードを使用して収入状況(課税情報)を取得し、提出します。  
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

③ 個人番号カードの使用について

個人番号を入力する

④ 申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。

個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

※スペースなし半角12桁を入力

個人番号 必須

(例) 1234 5678 9012

④

⑤ フォーム外で個人番号カードの写し等を提出する

⑥ 上記いずれも対応する場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

## 生活保護(生活扶助) 受給ありの場合

- ⑤ 今年の1月1日時点での生活保護(生活扶助)の受給の有無を選択する
- ⑥ 福祉事務所の設置自治体を選択する

- 市にお住いの方
  - 都道府県欄で新潟県を選択し、市区町村欄はお住いの市を選択
- 町村にお住いの方
  - 都道府県欄で新潟県を選択し、市区町村欄は「-」を選択

### 生活保護関係情報 必須

② 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

受給あり 受給なし

### 福祉事務所設置自治体 必須

#### 都道府県 必須

--選択してください--



#### 市区町村 必須

--選択してください--



入力内容確認  
(一時保存)

- ⑦ 入力内容確認(一時保存)ボタンをクリックする

## 生活保護(生活扶助) 受給なしの場合

- ⑤ 今年の1月1日時点での生活保護(生活扶助)の受給の有無を選択する
- ⑥ 課税地情報(都道府県、市区町村)を選択する

今年の1月1日時点の住所地(課税地)を選択

※ 海外(住民税を課されていない)の場合は「日本国内に住所を有していない」に✓

### 生活保護関係情報 必須

② 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

受給あり 受給なし

### 課税地情報 必須

② 上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。  
日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

#### 都道府県

--選択してください--

#### 市区町村

--選択してください--

日本国内に住所を有していない。

入力内容確認  
(一時保存)

- ⑦ 入力内容確認(一時保存)ボタンをクリックする

## 【「親権者はいません。」を選んだ方】

Q2. 未成年後見人はいますか。

います。



「います。」の場合

→未成年後見人の保護者等情報欄の入力が必要です。入力方法は11ページ参照

① 親権者が存在せず、未成年後見人が複数選任され  
② 未成年後見人が、法人である

いません。

① 未成年後見人が選任されていない場合です。

「いません。」の場合

→Q3を回答してください。

※主たる生計維持者とは、親権者(父・母)がいない場合  
又は生徒本人が7/1時点で18歳以上の場合となります。

Q3. 主たる生計維持者がいますか。

① 主たる生計維持者とは

います。



「います。」の場合

→主たる生計維持者の保護者等情報欄の入力が必要です。入力方法は11ページ参照

いません。

① 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合です。

「いません。」の場合

→Q4を回答してください。

Q4. 生徒本人の収入状況を提出することはできますか。

できます。

① 生徒本人の収入状況を提出できる

「できます。」の場合

→生徒本人の保護者等情報欄の入力が必要です。入力方法は11ページ参照

生徒本人が個人番号の指定

① 生徒本人が、個人番号の指定を受けていない場合です。

やむを得ない事情により課税証明書を提出する場合、「できます。」を選択してください。

## 8 入力内容を確認する

- ① 生徒情報、学校情報、保護者等情報が表示されるので、正しく入力されているかを確認する

※申請後は登録内容の修正はできません。申請内容をよく確認してください。

認定申請登録確認

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報 保護者等情報 入力内容確認 収入状況取得  
入力

生徒情報	
氏名	■■■■■
性別	■■■■■
生年月日	2009年07月30日
郵便番号	950-8570
住所(都道府県)	新潟県
(市区町村)	新潟市
(町名・番地)	新光町 4番地 1
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	

学校情報	
現在通っている高等学校等の在学期間について	
学校の名称	新潟県立〇〇高等学校
在学期間	2024年04月01日 ~ 現在
うち支給枠: 期間	
学校の種類・課程・学年	都道府県立 高等学校（全日制）

▼ 確認事項

以下の内容を確認の上、□にチェックしてください。 必須

記入上の注意をよく読み、内容を確認しました。

留意事項をよく読み、内容を確認しました。

新規支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委託することを了解しました。

申請・届出・申出内容は、事実に相違ありません。

申請・届出・申出に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲戒又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

記について承知しました。  
収入の修正申請や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や割増・死別、養育扶助等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

[← 認定申請登録（保護者等情報）に戻る](#)

[本内容で申請する](#)

- ② 確認事項を確認し、それぞれチェックする

- ③ 「本内容で申請する」ボタンをクリックする

→ お疲れ様でした。以上で申請手続きは完了です。  
※入力が正しく完了しているか、次ページ(15ページ)  
「申請内容確認方法」により確認してください

## 9 申請内容、審査結果を確認する

e-Shienシステムでの手続完了後に、申請内容や審査結果を確認することができます

### 申請内容確認方法

- ① トップ画面(マイページ)の下部にある「認定状況」の欄に申請状況や審査状況が表示される
- ② 申請内容の詳細を確認するためには、「表示」ボタンをクリックする

※一番下の行を確認

① 認定状況

項目	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	■■■■■	申請意向登録	登録済(意向あり)	② 表示
2	■■■■■	受給資格認定申請	審査中	表示

※「受給資格認定申請 審査中」となっていない場合は入力が完了していませんので、入力を完了させてください。  
※「受給資格認定申請(家計急変) 審査中」となっている場合は正しい申請ではありません。修正入力が必要なため、就学支援金等支給事務センター(☎ 025-280-5143)に連絡してください。

- ③ 申請内容の詳細が表示される

登録している申請内容に誤りがある場合は就学支援金等支給事務センター(☎ 025-280-5143)に連絡してください。

審査結果

審査結果情報

受付番号	■■■■■
申請日	■■■■■
認定番号	■■■■■
審査完了日	
審査状況	審査中
認定結果	
審査コメント	

申請情報

生徒情報	
氏名	■■■■■
ふりがな	■■■■■
生年月日	2009年07月30日
郵便番号	950-8570
住所(都道府県)	新潟県

# 審査結果確認方法

審査が完了すると、10月頃にe-Shienシステムで下記のとおり結果を確認できます。

※在学する学校を通じて、文書でも審査結果をお知らせします。

- ① トップ画面(マイページ)の下部にある認定状況の審査状況が「審査完了」になっているか確認する

認定状況				
意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。				
項目	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	████████	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	████████	受給資格認定申請	① 審査完了	② 表示

- ② 「表示」ボタンをクリックする

※一番下の行を確認

- ③ 認定結果の欄に認定・不認定が表示される

審査結果	
審査結果情報	
審査結果について	
受付番号	████████
申請日	████████
認定番号	████████
審査完了日	████████
審査状況	審査完了
認定結果	③ 認定
審査コメント	

# 10 手続き完了後の流れについて

## 1 就学支援金等支給事務センターで審査をします

e-Shienシステムでの手続完了後は、就学支援金等支給事務センターにおいて申請内容、課税情報等の確認を行いますが、申請内容に確認事項や不明な点がある場合は入力された電話番号に連絡します。

また、必要に応じて、別途確認書類の提出を依頼させていただきます。

(例)資格消滅通知書、生徒本人の健康保険証

## 2 審査結果は10月頃、e-Shienシステムから確認できます

※なお、後日在学する学校を通じて文書でもお知らせします。

### **認定の場合**

7月～翌年6月分の授業料等の自己負担は、原則ありません。

※学校設置者(県)が生徒本人に代わって国から受領し授業料に充てるため、生徒本人や保護者等に直接支払われるものではありません。

※通信制高校は入学時に授業料を支払っているので、授業料相当額を指定された口座へ還付します。

### **不認定の場合**

認定要件に該当しない場合(所得制限(年収約910万円以上)、住民税が未申告など)は不認定となり、就学支援金が支給されませんので、授業料は自己負担となります。

※授業料は口座引き落とし、又は学校から送付される納付書により期限までに納入してください。

## 3 翌年7月以降の就学支援金について

7月以降の就学支援金の支給については、e-Shienシステムに入力された申請内容及び保護者等の個人番号により、就学支援金等支給事務センターで、当年7月～翌年6月までの審査を行います。審査結果は毎年10月以降にe-Shienシステム上で確認してください。(文書でもお知らせします。)

## 4 保護者等の収入状況等に変更が生じた場合

婚姻、離婚、死別、養子縁組等により保護者等の変更があった場合、税額の更正をした場合は、再審査が必要になるので、遅滞なく学校又は就学支援金等支給事務センターに連絡してください。(19ページQ8及び20ページQ9参照)

## 11 Q&A

### よくあるお問い合わせについて

#### Q1 審査結果が届きましたが、いつ振り込まれますか？

就学支援金は保護者等の口座に直接振り込まれるものではなく、学校設置者(県)が生徒本人に代わって国から受領し、授業料に充てるものです。

※通信制高校で年度当初に授業料をお支払いいただいている場合は、後日還付されます。

#### Q2 認定されているのに毎月口座からいくらか引かれています。

認定の場合、授業料は引き落とされません。引き落とし分は、各学校で徴収する諸経費(入学金、PTA会費、修学旅行の積立金など)と思われる所以、各学校へお問い合わせください。

### システムについて

#### Q3 ログインID通知書をなくしてしまいました。

ログインID通知書を紛失した場合は、在学する学校の事務室へ再発行を依頼してください。  
e-ShienシステムのID・パスワードは発行時から変更することができません。  
送付するログインID通知書とこの冊子は卒業まで大切に保管してください。

#### Q4 e-Shienシステムにログインできません。

ID・パスワードの入力に誤りがないかを改めて確認してください。また、システムのメンテナンス(毎月下旬)や通信回線の混雑などにより、接続ができない場合があります。時間を空けて再度お試しください。

※パスワードを5回間違うとロックがかかります。

【ロック解除依頼先】就学支援金等支給事務センター ☎ 025-280-5143

## 申請について

### Q5 マイナンバーカードを返納してしまったが申請はできますか？

できます。カードを返納してもマイナンバーは削除されませんので、市町村が発行するマイナンバー入りの住民票等でマイナンバーを確認の上、申請してください。

### Q6 登録した内容を修正したいです。

申請情報を登録後は修正することができません。就学支援金等支給事務センターへ連絡してください。☎ 025-280-5143

### Q7 審査結果はどうやつたら確認できますか？

結果は**10月**頃にe-Shienシステムで確認することができます。また、別途学校を通じて文書でも審査結果を送付します。

### Q8 今回の申請後に毎年手続きは必要ですか？

翌年(令和7年)7月の手続きの要否は、認定状況によって下表のとおりとなります。

翌年7月の 現在の 認定状況	意向登録	認定申請		都度手続き ※1
		申請する	申請しない	
認定	不要	原則として 不要	※2	必要
不認定	必要	必要	不要	不要
在学期間が36月(通信・定期制は48月)を超えてる	必要	必要	不要	必要

※1 下記枠内に記載の状況が発生した場合、その都度手続きが必要

- ・ 婚姻、離婚、死別、養子縁組等により保護者等に変更があった
- ・ 氏名変更した
- ・ 転居して、課税される市町村が変わった（同一市町村は不要）
- ・ 個人番号を変更された

→就学支援金等支給事務センターへご連絡ください ☎ 025-280-5143

※2 申請時に個人番号を入力していない場合は手続きが必要

該当する方には学校を通じてお知らせ文書等を配付します。

## Q9 税額の修正申告(収入や扶養人数等の訂正)をする予定です。現在不認定ですが、再度申請できますか？

申請することにより、認定となる場合があるので、速やかに就学支援金等支給事務センターに連絡し、税の更正通知書を受け取ってから15日以内に申請を行ってください。

☎ 025-280-5143

### 認定要件について

## Q10 自分が認定要件に当てはまるか確認したいです。

令和6年度の課税証明書やマイナポータルで照会した「課税標準額(課税所得額)」と「市町村民税の調整控除の額」を確認の上、次の計算式にあてはめて確認してください。

主に父・母の  
「課税標準額(課税所得額) × 6% – 市町村民税の調整控除の額※」  
の合計が304,200円未満

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額(市区町村によって調整控除の額が課税証明書に記載されていない場合があるため、市区町村で課税証明書を取得する時に調整控除の額が記載されているか確認してください。)